

福島県福祉サービス第三者評価結果表

① 施設・事業所情報

名称：福島わかば保育園		種別：保育所
代表者氏名：園長 市川 香織		定員（利用人数）： 60 名
所在地：福島市浜田町 4-5		
TEL：024-534-3863		ホームページ：https://www.ffsk.jp
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和 22 年 5 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 福島福祉施設協会		
職員数	常勤職員： 16 名	非常勤職員 6 名
専門職員	（専門職の名称）	
	園長 1 名 主任保育士 1 名 副主任保育士 1 名	保育士 3 名 調理員兼用務員 1 名
	保育士 10 名 栄養士 1 名 調理員 1 名 支援員 1 名	支援員 2 名
施設・設備 の概要	（居室数）	
	（設備等）	
	0 歳児 1 部屋	砂場
	1・2 歳児 1 部屋	屋上園庭
	2・3 歳児 1 部屋	プール
3・4・5 歳児 1 部屋		

① 理念・基本方針

<p>保 育 の 理 念</p> <p>社会福祉法人福島福祉施設協会の運営する保育所（園）は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行う施設です。</p> <p>福島福祉施設協会は、</p> <p style="padding-left: 40px;">子どもの最善の利益のため、その人権を尊重し、</p> <p style="padding-left: 40px;">保護者と地域と共に、豊かな人間性と生きる力を育みます。</p> <p style="text-align: center;">保 育 の 方 針</p> <p>社会福祉法人福島福祉施設協会の運営する保育所（園）は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行う施設です。</p> <p>1、「新保育所保育指針」に則り、子どもの人権を尊重し、その最善の利益のために保育する。</p> <p>2、笑顔あふれる温かい雰囲気の中で、子どもたち一人一人に寄り添い、心身ともに健やかな成長を育む。</p> <p>3、豊かな食を通して生命の大切さ、生きる力を培う。</p>
--

- 4、保護者とのより良い協力関係を築きながら、共に保育を進める。
- 5、健康で安全な環境のもとで、養護と教育の一体的な提供を行う。
- 6、子育てサービス・情報を提供する中で、地域との関わりを大切に子育て支援を行う。

② 施設・事業所の特徴的な取組

福島わかば保育園のめざす子ども像

- 丈夫な子ども
- 友だちとよくあそぶ子ども
- 意欲のある子ども
- よく考えて行動できる子ども
- 豊かな感情をもった子ども

外部講師による体験

リトミック（1・2・3・4・5歳児）

子どもたちの発達に合わせて散歩車に乗ったり、手をつないで歩いたりしながら散歩にでかける機会を多くしている。四季の自然物に触れ、探索活動を十分に楽しむことを保育の中で大切にしている。

④ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年11月22日（契約日）～ 令和4年6月16日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（年度）

⑤ 第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 地域の福祉ニーズに基づく公益的な活動について

法人グループ6保育園が連携協力し、ホームページに「お母さん大丈夫コーナー」を設け、子育てや食育の情報を毎月各保育園持ち回りで掲載している。子育てや食育で親が陥りそうな悩みや困り事などへのアドバイスを分かりやすく伝えることで育児支援につなげている。ホームページのこのコーナーは毎月更新されるなど継続的な取り組みによりアクセス数が増えており活用が広がっている。

また、現在コロナ禍で実施できていない時期もあるが、園として保育体験・クラス交流事業を定期的に計画し、保育園を利用していない地域の子どもを対象に、年齢が同じクラスで遊ぶことや給食を一緒に食べる体験活動に取り組んでいる。

2. 家庭との緊密な連携について

新型コロナウイルスの影響で保護者会・保育参観等が中止になるなど、以前のように保護者とじっくり話ができない中でも、子どもたちの様子をできるだけ伝えるために、全クラスで保育室前に保育活動の写真付きの記録(ドキュメンテーション)を掲示し、連絡ノートと口頭で子どもの様子を伝える努力をするなど、コロナ禍においても保護者との相互理解を図るための取り組みがなされている。

3. 相談しやすい環境づくりについて

入園時のオリエンテーションや懇談会等で、保護者が相談したい職員を自由に選べることや、いつでも相談できることを伝えている。

また、登園・降園時には子どもと保護者が事務室へ立ち寄る習慣があるので、職員が必ず声掛けをし、保護者の様子からその場で相談に応じるほか、後日を希望する保護者へは保護者の都合の良い日時を選び相談に応じている。相談時は、保護者のプライバシーを守るため個室等相談しやすい環境を整えて対応している。

◇改善を求められる点

1. 全体的な計画について

2018年に保育所保育指針の改定が行われているが、まだ旧書式の「保育課程」のまま、内容も改定後の計画とはなっていない。

また、その保育課程の作成に当たっても、園長、主任、担任により作成されており、保育にかかわる職員の参画や、定期的な評価もされていない。

今後は保育指針の内容を理解しつつ、職員参画のもと小学校入学につながる学びの連続性を意識した全体的な計画の作成や定期的な評価の実施が望まれる。

2. 中長期計画を踏まえた事業計画の策定について

事業計画は、法人内6保育園共通のものを策定しており、それを参考に園独自の事業計画も策定している。園の事業計画は、運営や保育方針や健康や安全への取り組み、施設環境整備などが入っており、実行可能な内容になっている。

なお、中長期計画は令和4年度からスタートするため、今後はそれらを単年度の事業計画に反映することが望まれる。また、研修や避難訓練、食育、健康管理などの計画はそれぞれ別に立案されていることから、それらも事業計画に含め保育園全体の運営や事業がわかる内容とすることが望まれる。

3. 災害時における子どもの安全確保のための取り組みについて

法人危機管理マニュアルを基に、年間の避難訓練実施計画や災害時の役割分担表を作成し、計画的に訓練を実施している。

また、保育利用案内(重要事項説明書)に、災害時の避難場所・緊急時のメールアドレスを明記し、毎月の避難訓練時にも保護者へメールで知らせている。

しかし、第一避難場所を玄関としているが、災害状況によっては危険な場合もあり、子どもの移動手段に無理がないよう、出火場所や災害状況に応じた避難場所や

避難方法を検討することが望まれる。また、状況によっては通信手段を失う可能性もあるので、予め保護者へ子どもを引き渡す場所を重要事項説明書などで周知することが望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するにあたり、講師を招いて園内研修を行い、第三者評価の意義や必要性を知り取り組むことができました。常勤職員全員で自己評価の話し合いを行い、意見を出し合い検討することを通して、運営や保育内容等一人ひとりが保育園の全体像について考えることができたことが大きな成果となりました。毎日のミーティングや職員会議等での職員同士の話し合い、共有ができていることを評価していただいたので、今後も職員間での話し合いやコミュニケーションを大切に保育を進めていきたいと思えます。受審の結果一つひとつに丁寧に助言やご指導をいただき、今後の課題やめざす方向なども整理されたので「全体的な計画の見直し」「手順書をフローチャートにする」等、具体的な取り組みを図っていきたいと思えます。

今後も受審の経験をいかし、保育の質の向上に努め、子どもたちがより良い保育園生活を送れるよう、保護者の方に安心してお子さんを預けていただけるよう職員一同力を合わせて進めていきたいと思えます。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（共通評価基準）

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の保育理念、保育方針をホームページ・パンフレット・重要事項説明書などに掲載するほか、保育園内に掲示している。理念・保育方針は児童福祉法や保育指針を踏まえたものとなっている。職員に対しては理念・保育方針が入ったマニュアル集を冊子にして全員に配り周知に努めている。</p> <p>また、毎年、保護者に対し保育に関するアンケートを実施し、その中で園の理念や方針の説明が十分だったか聞くなど把握に努め、その結果を保護者に伝えている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月法人の園長会議があり、経営状況について話し合いがもたれており、園長は、法人と自保育園の経営内容について把握している。市の子ども育成計画で将来の子どもの数を把握するとともに市の待機児童の数を毎月把握している。年度当初0歳児の利用が少なく、クラス編成を弾力的に行い異年齢保育で対応している。次年度以降の経営も考慮し年度途中で0歳児を受け入れるため当初の受け入れ児童数を定数で抑え、年度途中に受け入れる方針で臨んでいる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>入園児童の確保・人材育成・園の老朽化対策などを課題にあげ、事業計画の中で研修に</p>		

よる専門性の向上、計画的なエアコンの交換、老朽化対策に取り組む方針を立て事業展開をしている。

また、事務の効率化のための記録の IT 活用など進めるとともに保護者に対してもお便りなどでエアコンの交換が済んだことを写真付きで伝え周知している。

なお、経営課題としては職員間の共有が十分でないと考えていることから、課題について話し合いの場を設けるなど、職員の理解と協力、さらには意見や提案を得られるような組織としての成長に期待したい。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>令和4年度から令和8年度までの中長期計画を作成している。計画は中長期事業計画、その裏付けとなる資金計画(運営費・積立金の負担割合)も入れた中長期収支計画が立てられている。計画の内容として現状及び課題、将来あるべき姿や方針が示され、具体的な内容となっている。策定に当たっては、法人内6保育園から職員代表が参加し、各保育園の課題等を出し合いながら検討し、さらに結果を各園に持ち帰り検討する等プロセスを踏んで策定している。</p> <p>今後、毎年進捗状況を把握し、評価を行うとともに必要があれば見直しを行うなど法人と園が連携して取り組むことが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、法人内6保育園共通のものを策定しており、それを参考に園独自の事業計画も策定している。園の事業計画については運営や保育方針や健康や安全への取り組み、施設環境整備などが盛り込まれており、実行可能な内容になっている。</p> <p>なお、中長期計画は令和4年度からスタートするため、今後、単年度の事業計画に反映することが望まれる。また、研修や避難訓練、食育、健康管理などの計画はそれぞれ別になっていることから、それらも事業計画に含め保育園全体の運営や事業がわかる内容とすることが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>法人内6保育園共通の事業計画は各保育所(園)の施設長が集まり検討し作成している。園独自の事業計画はそれを基に策定している。事業計画を職員会議・カリキュラム会議などで説明する他、保護者には重要事項説明書の中に入れて配布・説明している。</p> <p>しかし、カリキュラムや行事について個々に実施結果の振り返りは行っているが、それ</p>		

を活かして次年度の課題として取りまとめ、計画に反映させることは出来ていない。職員による振り返りの結果を活かし、評価や見直しを職員参画のもと組織としての取り組みまで発展させることが望まれる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知し、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人内6保育園共通の事業計画、事業報告書が玄関に置いてあり、そのことを園だよりで知らせ、閲覧することを勧めている。また入園式のオリエンテーションで保護者に説明するとともに重要事項説明書に記載して新入児、継続児の保護者に周知している。事業計画に入っているエアコン入れ替えなどは工事完了後に玄関に写真を掲示し周知している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>令和3年度に外部業者に委託し、職員一人一人がキャリアに応じた年度目標を立て、半期ごとに自己評価する取り組みを始めている。それを主任・園長による2段階評価を行い、その結果を基に職員面談をして人材育成・保育サービスの質の向上に努めている。</p> <p>また、保護者を対象に「利用者満足度調査」も行い、保育に対する要望や課題の把握に努めながら保育の質の向上に取り組んでいる。</p> <p>しかし、年度目標の設定は職員個人任せであり、客観性を持たせるためにも目標設定の段階から上司との話し合いをする取り組みが望まれる。また、保育サービスの質の向上のためには、課題の把握・改善策の検討・実施を組織全体で取り組むことが望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者の「利用者満足度調査」で出された意見や要望をまとめ、各クラスで話し合い、それを基に回答や改善策などについて各クラス代表で検討している。その結果を主任・園長がまとめ、園の方針を決定し職員に周知するとともに保護者にも報告している。職員間で違った考えや対応も話し合いの過程で統一した対応が出来るよう取り組んでいる。</p> <p>なお、今回の第三者評価の自己評価・第三者評価の結果を活かし、課題や改善策を話し合う場を設け、PDCAサイクルで課題把握・評価・改善計画・実践へと繋がっていくことに期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
--	--	---------

II-1-(1) 管理者の責任を明確にしている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園長の役割や責任は事務分掌に明記され、職員会議のなかで全体の方針など伝えている。</p> <p>また、有事における責任体制を明確にし、フローチャートで職員にも周知している。園長は職員会議・カリキュラム会議・行事会議などで助言や運営方針を伝え職員への周知に努めている。保育園広報誌にも毎回、挨拶を兼ね保育園の方針などを掲載し保護者の理解を図ることに努めている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>園長は福島県社会福祉協議会・保育協会・法人内研修に参加し、児童福祉関連や雇用関係の各法律の改正など把握し理解に努めている。コロナ禍によりオンラインの参加ではあるが、それらを、職員会議やカリキュラム会議で伝えるとともに回覧で職員全員に伝えている。経理関係は、法人管理規程により処理するとともに契約は必ず相見積もりを取り、法人本部の決裁を経て実行している。</p> <p>なお、園長自身は環境等 SDGs への取り組みなど他の関係法の理解や職員への周知徹底について課題と考えていることから、これらへの理解と取り組みに期待したい。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップを発揮している。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>職員にアンケートを取り希望を反映させながら研修委員会を中心に研修計画を立案している。また、園長は、コロナ禍であるためオンライン研修に積極的に取り組み、これまで参加機会が少なかった非常勤職員にも受講させ、研修による保育サービスの質の向上に取り組んでいる。</p> <p>なお、現在進めている業者委託の自己評価制度は、個人の評価にとどまり、組織としての取り組みになっていないので、福祉サービスの向上に向けて組織として取り組む体制を構築し、組織全体で取り組むことが望まれる。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>保育園内に各委員会の他、教材係をはじめ各係を設け、職員誰もが責任をもって運営にかかわる体制をとることで仕事への意欲を引き出そうとしている。人員配置についても翌年度の予算要求時に職場内の退職希望者を把握し、利用する子どもに見合った人員を法人本部に要求している。また、ITを導入し記録の効率化や職場内の情報共有に取り組んでいる。</p> <p>なお、各委員会や各係の活動も保育に関するものにとどまり、職員が経営改善や業務の</p>		

実効性を高める活動には結びついてはいない。職員自身が運営の実効性を目指せるよう職場内の意識形成に取り組むことが望まれる。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の採用・人事管理は法人本部において実施している。正規職員の採用は退職希望者の状況から、各保育園からの要望を聞き採用計画を立て採用している。臨時やパート職員は各保育園園長が対応し、ハローワークに求人を出し確保に努めている。クラス編成を想定し必要な保育士を確保する他、職員の休暇を想定し余裕職員を非常勤で採用している。保育園間での人事異動もあり、各保育園の良い取り組みを取り入れる効果につながっている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像は組織運営マニュアルの中で、基本行動として示されている。キャリアパス制度が導入され、職域階層ごとの目標基準などを示しているが、昇進・昇格などは法人本部で職員の経験などを踏まえて処遇している。</p> <p>なお、人事基準等は職員に示されておらず、キャリアパス制度は人事管理と別に運用されるなどキャリアパス制度と人事管理制度が連動していない。今後、職員の意欲や能力を客観的に評価し処遇に反映させるためにも、両制度を連動させ処遇の透明性をより高めていくことが望まれる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>労務管理の責任者を園長が行い、休暇の取得状況・時間外労働のデータは記録簿で確認している。法人本部においてストレスチェックの実施や産業医の相談窓口、ハラスメントの相談窓口などを設け体制を整えている。ワーク・ライフ・バランスに配慮し、出来るだけ勤務時間内に業務が終わるよう配慮しているほか、年次有給休暇や特別有給休暇、コロナ休暇などを設けている。福島市の中小企業向けの福利厚生制度「えふ・サポート」に法人が加入し職員の福利厚生に努めている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像を設け、職員一人一人の目標管理のためにキャリアパス制度を導入しており、それに基づき自己の階層に応じた目標を設定し、半期毎に取り組みを振り返り自己評価を行っている。自己評価に対し、主任・園長が上司として達成状況を評価し、面談で</p>		

<p>アドバイスをしている。</p> <p>なお、目標設定は職員任せで行われ、職員一人一人の水準や内容がふさわしいか客観的な評価がされていない。目標設定の段階から主任や園長も関わり、職員育成を意識した目標(目標項目・目標水準・目標期限)を設定し、長期視点をもって育成していく取り組みが望まれる。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>園の事業計画の中に人材育成を入れ、研修体系・年間研修計画を立案し職員を外部研修に派遣している。また、法人の各保育園の主任が集まり、「子どもの育ちを考える」をテーマに内部研修要綱・研修計画を立案し担当年齢毎に各保育園に集まり、研修を実施している。</p> <p>なお、新人職員向けに、県社会福祉協議会主催の研修や法人研修を行っているが、職場内のOJTは不十分である。職場の中で細かに相談や指導できる担当職員(エルダー制度)を決めるなど、OJTによる育成が望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	④・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人一人の研修受講歴がわかるシートを作成し、異動があった場合でも過去の履歴を参考に研修受講を決めることができるようになってきている。内部研修は職員アンケートを取りカリキュラム会議で見直しを行っている。階層別・キャリアアップ・テーマ別研修などきめ細かに研修計画を立案し、臨時職員も含め研修機会の確保に努めている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>実習受け入れ要綱を整備し、基本姿勢を明確にして大学・短大・高校から保育士・看護師を目指す学生を受け入れている。受け入れにあっては事前オリエンテーションを行うとともに、カリキュラム会議で職員に周知する他、園だよりで保護者にも周知している。受け入れについては、主任が担当者となり学校と実習内容や育成プログラムを協議し連携しながら実習を実施している。</p> <p>なお、指導者に対する研修機会は、派遣先が把握できず、受講できていないため機会を見つけ受講することが望まれる。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>法人のホームページに情報公開のページを設け、理念・事業報告・決算報告・苦情解決</p>		

<p>について公開している。わかば保育園のコーナーでも、施設概要・目指す子ども像・保育内容を公表している。利用希望者向けパンフレットも作成している。</p> <p>なお、地域に対してはパンフレットを公共の場所に置くなどなどの取り組みは行っていないため、今後地域へ保育園の内容や役割を知らせるためパンフレットを公共機関などに置くなどの取り組みが望まれる。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。</p>	①・b・c
<p><コメント></p> <p>法人庶務規程、経理規程が定められ、決裁権限を明確にしている。毎年法人監事による内部監査が行われ、内部牽制体制が機能している。法人は外部の監査法人の監査を受けており、その中で各保育園の運営についても資料を提出し指導を受けている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a・b・②
<p><コメント></p> <p>町内会に加入し、総会に出席するなど、保育園の取り組みを地域に知ってもらう機会を確保している。コロナ禍以前は、近隣の小学校などと園の子どもが学校訪問などで交流していたが、現在は職員間の交流にとどまっている。また、小学生の地域体験には玄関で職員が対応している。</p> <p>しかし、地域との交流は、子どもの社会体験を広げ成長発達に果たす役割も大きく、コロナ禍にあっても工夫しながら交流の機会を設けることが望まれる。また、地域と子どもとの交流について園としての基本的な考えを文書化することも望まれる。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a・③・c
<p><コメント></p> <p>法人ボランティア受け入れ規程があり、受け入れ方針・事故防止・個人情報保護について定められており、ボランティア希望者に説明し確認書を取るなど理解したうえで受け入れられている。</p> <p>また、受け入れ前にオリエンテーションを行い、園の方針や留意点の周知徹底を図っている。コロナ禍以前は職場体験など児童生徒の受け入れも行っている。</p> <p>なお、現在はコロナ禍にありボランティア、学校の職場体験とも受け入れていない。今後状況を見ながら感染防止に努め受け入れに取り組むことが望まれる。また、ボランティア保険の加入なども事前に確認することが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携を確保している。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。</p>	a・④・c
<p><コメント></p>		

<p>社会資源はこれまでかかわりのあった関係機関や取り引き先などをデータ化し印刷したものが事務所内に置かれ、職員が利用できるようになっている。また、保護者による虐待の疑いが認められたケースでは、児童相談所・市担当部門に伝えるとともに連携に対応している。</p> <p>なお、関係機関や団体との連絡会や要保護児童対策地域協議会などへの参加はしていないので、今後これらとの連携も望まれる。さらに、社会資源は子どもへの保育の質の向上や保護者支援の観点から必要な関係機関や団体に絞り収集し、相談機関や療育機関、子育て支援団体、ボランティア団体など分類し子どもや保護者が利用しやすいリストの作成が望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。</p>	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>中央学習センター運営審議会に参加し、地域の活動や取組を把握している。中央学習センター主催の「家庭教育学級」へ参加し地域とのつながりを持っている。また、コロナ禍以前は、保育体験事業を通じて参加する親子からニーズを把握する取組をしていた。</p> <p>なお、地域住民を対象とした活動や災害時の協力関係ができていないことを課題としており、町内会会員となっていることを生かし協力関係を築いていくことが望まれる。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。</p>	①・b・c
<p><コメント></p> <p>法人グループ6 保育園が連携協力し、ホームページに「お母さん大丈夫コーナー」を設け、子育てや食育の情報を毎月各保育園持ち回りで掲載している。子育てや食育で親が陥りそうな悩みや困り事などへのアドバイスを分かりやすく伝えることで育児支援につながっている。コーナーは毎月更新されるなど継続的な取組により、アクセスが増えており活用が広がっている。</p> <p>また、現在コロナ禍で実施できていない時期もあるが、保育体験・クラス交流を定期的に計画し、地域の子どもを対象に年齢が同じクラスで遊び、給食を食べる体験活動に取り組んでいる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。</p>		
28	<p>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>法人の保育理念と保育方針で、子どもを尊重した保育実践を示している。また、毎年、</p>		

<p>全国保育士会の人権擁護のためのセルフチェック及び自己評価等を実施し、毎月の職員会議や毎日のミーティングで話し合い、業務等の都合で出席できない職員は会議録やミーティングノートを必ず確認し、共通理解を図る取り組みをしている。</p> <p>なお、子どもの権利擁護について保護者の理解を得る取り組みは不十分であることから、子どもの人権や文化の違いなどへの理解を深める取り組みを行うことが望まれる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシーについて、法人服務規程及び重要事項の中で示し、全国保育士会の「人権擁護セルフチェック」で保育の振り返りを行い、子どもを尊重する保育に努めている。</p> <p>しかし、手順書などには、着替えやおむつ交換時のプライバシーへの配慮について示されていないので、保育実践の中でプライバシーへの配慮を徹底するためにも、着替えや排泄時の留意事項として手順書の中に入れることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページで、保育内容・クラス編成・イベント等の取り組みを紹介し、Q&Aで保育園を利用するための方法を分かり易く説明している。また、パンフレットも作成している。</p> <p>今後は、誰もが手に取れるように公共の施設へ置く等、積極的に情報を提供することが望まれる。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時に保護者一人一人へ保育利用案内(重要事項説明書)で説明し同意を得ている。入園時のオリエンテーションでは、園長・主任・栄養士がそれぞれ分かり易く説明するとともに、保護者へ疑問点や再確認を希望する時はいつでも説明することを伝えている。</p> <p>また、保育の変更の際も内容を説明し理解を得るようにしている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育園を転園する時は、保護者の意向を確認して、児童票を基に子どもの生活状況書を作成し、転園先に提供し保育の継続性に配慮している。また、変更先からの電話での照会には出来る限りの対応をし、保育の継続性に配慮している。コロナ禍前は、卒園児へ夏祭りの招待状を送付し、状況を把握する取り組みをしていたが現在は自粛している。</p> <p>なお、卒園した後も保護者の相談に応じる体制になっているが、相談方法や相談窓口等を明らかにしていないので書面で伝えることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年、無記名方式で保育に関するアンケート調査を行い、集計・分析し、その結果をグラフにまとめ、意見や苦情に対する回答を添えて、保護者に配布している。子どもについては、毎日登園時の顔色・表情等を観察し、ミーティングで情報を交換し、全職員で把握する取り組みを行うなど、保護者が安心して子どもを預けられる保育園になるよう取り組んでいる。</p> <p>また、コロナ禍により保育参観は自粛しているが、回数を減らしながらも保護者会を実施する他、クラス懇談会を実施し保護者の意向把握に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者へ保育園利用案内(重要事項説明書)で苦情解決体制を説明し、玄関先に意見箱を設置している。</p> <p>また、年1回の無記名方式で保育に関するアンケート調査で意見や苦情を出せる仕組みにしている。さらに、苦情解決の仕組みを明文化して重要事項説明書や玄関入口に表記し周知している。第三者委員会は法人本部に設置され、苦情解決の結果を法人のホームページで開示し、法人全体で利用者満足度向上に取り組んでいる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時のオリエンテーションや懇談会等で、保護者が相談したい職員を自由に選べることや、いつでも相談できることを伝えている。</p> <p>また、登園・降園時には子どもと保護者が事務室へ立ち寄る習慣があるので、職員が必ず声掛けをし、保護者の様子からその場で相談に応じるほか、後日を希望する保護者へは保護者の都合の良い日時を選び相談に応じている。相談時は、保護者のプライバシー面に配慮しながら相談しやすい環境を整えて対応している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者からの苦情等の意見に対しては、内容に応じて園長・主任・担任が分担して面談で対応している。即決できるものはその場で回答する他、組織として対応する必要があるものは、職員会議で検討し、方針を決めてからお便りや園内掲示で知らせている。</p> <p>なお、保護者個別相談記録を児童票へ記録し、職員間で閲覧し連携できるようにしているが、相談や要望への対応マニュアルがないので、手順や検討方法についてマニュアルを策定することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組を行っている。		

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の危機管理マニュアル及び事故防止マニュアルに基づき、安全対策委員会が中心となって安全対策年間計画を策定し、遊具安全確認表でチェック及び保育室の安全対策等を実施している。</p> <p>また、事故やヒヤリハットは職員会議やミーティングで速やかに原因や改善策について検討を行い、その内容をミーティングやカリキュラム会議で伝えるなど、職員間で共有を図り再発防止に取り組んでいる。</p> <p>なお、改善を行った後、その効果までは評価・見直しができていないので、PDCAサイクルに沿って評価・見直しを行うことが望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の感染症マニュアル・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを策定している。日々の園内の清掃消毒・マスク・手洗いの徹底及び、3密を避けるため、各クラス交流保育や保育参観を自粛し、保護者へも保健委員会から感染症の注意点や流行状況を便りで注意喚起している。</p> <p>また、緊急時はメールや電話、玄関先への張り紙などで周知徹底し、子どもの安全確保に取り組んでいる。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の危機管理マニュアルを策定し、防火管理者を中心とした役割分担票を作成し、毎月、定期的に火災・地震・防犯対策訓練を計画的に実施し、毎月の訓練時にメールで保護者へ内容を知らせている。現在、消防署立ち会い訓練はコロナ禍で自粛している。</p> <p>また、保育利用案内(重要事項説明書)に火災時の避難場所について明記し、子どもの安全・安心確保に取り組んでいる。</p> <p>しかし、地域消防団・自治会など近隣との協力体制は不十分であり、町内会に加入している関係を活かし訓練などへの参加・協力を得る取り組みが望まれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法を確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法を文書化し保育を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>サービスマニュアルの他、業務マニュアル、各クラスマニュアルがあり職員の対応が定められている。また、沐浴・ミルクの作り方、オムツ交換等について手順書を作成し、保育の標準化に取り組んでいる。</p>		

<p>なお、手順書やマニュアルどおり保育サービスを提供できているか、各職員による差異はないか確認できる仕組みはないため保育サービスの提供について振り返る機会を設けることが望まれる。また、手順書は、理解や統一が図れるようイラストやフローチャート等で分かり易い内容とすることも望まれる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>毎日のミーティングや毎月の会議で、保育サービスについて子どもの保育内容や子どもの変化、保育の方法や知識について話し合い、実施方法の検証や見直しを行っている。</p> <p>なお、手順書については、定期的な見直しはされていないので、定期的に見直す仕組みを作ることが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>入園児に保護者から生育歴・生活状況・保護者ニーズを書面で把握している。</p> <p>また、3歳未満児と気になる子どもの個別指導計画を作成し、毎月のカリキュラム会議で評価や反省をしている。気になる子どもについては、当該市保健師による巡回指導で助言を得ている。</p> <p>なお、子どもや保護者のニーズをとらえることが指導計画を作成するうえで重要であり、今後アセスメント手法を確立し、指導計画の裏付けとなる保育実施上のニーズを明記することが望まれる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>指導計画は4期に分けて作成し、変更が必要な時は、毎月のカリキュラム会議で見直しをしている。年2回の保護者懇談会や希望による個別面談を実施し保護者の意向確認をする機会をもっている。また、会議録は全職員が読み、確認したうえで押印し伝達漏れがないよう取り組んでいる。</p> <p>しかし、指導計画を変更の場合、職員への周知は回覧で行われるため、変更理由や変更内容について徹底出来ていない。今後は、変更部分を読み合わせや朱書きにする等周知徹底する取り組みが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録を適切に行っている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録を適切に行い、職員間で有化している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保育実施記録は「はぐくむソフト」を利用し統一した様式で記録している。記録内容に差異が生じないように常に主任・園長が確認し指導をしている。職員は個別のパスワードで必要時に閲覧できるようになっている。</p> <p>また、子どもの状況に変化がある時は、ミーティングで話し合い、口頭及び記録で周知</p>		

徹底し情報を共有している。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制を確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>法人で個人情報保護に関する基本方針を定め、園の服務規程で職員の守秘義務・情報管理について示している。</p> <p>また、入園時に保護者へ保育園利用案内(重要事項説明書)で個人情報取り扱いについて説明し、個人情報使用同意書で同意を得ている。さらに、「はぐくむソフト」は職員個別のパスワードで管理し外部者は閲覧できないようになっている。子どもに関する記録は、事務室の鍵付きキャビネットで適正に管理されている。</p>		

第三者評価結果（内容評価基準）

※すべての評価細目（20 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">①</div>	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・ ◎
<コメント> 保育所保育指針が2018年に改定されているが、旧書式のまま作成をしているため、内容も今の指針に沿っていない。 また、作成には全職員が参画しておらず、定期的な評価・見直しも行っていない。全体的な計画は保育園としてこの1年で何をやるかだけでなく、小学校入学につながる学びの連続性を意識したより幅広い内容が求められるため、職員一人一人が、改定後の保育所保育指針の内容を理解するための勉強会を開くなど、共通理解を図りながら職員参画のもと全体的な計画を作成するとともに定期的な評価・見直しをすることが望まれる。		
		第三者評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">②</div>	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ ◎ ・c
<コメント> コロナ禍において部屋の換気に気を付けるなど感染予防に関する取り組みが行われており、一人一人の子どもを受容するための援助内容についてはパソコン記録の中で確認ができた。 しかし、保育室の環境としては、保育者が何で遊ぶのかを聞いてからしまっている玩具を出すのではなく、子どもが自ら選択できるような主体的に遊ぶ環境づくりをすることが望まれる。		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">③</div>	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	◎ ・b・c
<コメント>		

<p>保護者との面談において聞き取りをしたことなどを個別計画に反映させている。</p> <p>また、昼のミーティングを毎日行うことで、子どもの状態を確認し、共通理解ができるような取り組みをしていることが確認できた。</p>		
A ④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣においては自分でやろうとする気持ちを尊重し、子どもが見てわかりやすい手洗いなどの絵を貼るなど、丁寧にかかわりながら基本的な生活習慣が身につくような環境を整えている。</p>		
A ⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園庭は狭いが、園舎屋上の広場の活用や学童(児童放課後クラブ)の砂場を利用するなどしている。</p> <p>なお、子どもが主体的に活動できる環境を整備するには、年齢によってはコーナーを設置することで、子どもが自発的に関わりたくなるような環境の工夫の余地があり、今後は、環境設定の取り組みにも着眼することも視野に入れた保育を検討することが望まれる。</p>		
A ⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育者との愛着形成ができるようにできるだけスキンシップを図り、食事の時は担当を決めて食事の援助を行っている。</p> <p>また毎日の清掃の徹底や玩具の消毒、午睡センサーマットを使用した上に目視もして呼吸状態を確認するなどしている。</p> <p>しかし、育児担当制を取り入れてはならず、0歳児においては保育者との安心できる関係の構築のために、特に食事・排泄・睡眠等においてはいつも同じ職員が関わることで、保育者との愛着関係も深まる。今後はこのような取り組みにも目を向けるなど、子どもにとっての最善の利益につながる保育の方法についての検討を期待したい。</p>		
A ⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>一人一人に沿った個別計画が作成されており安全に配慮した環境を整備している。</p> <p>しかし、以前はできていたこともコロナ禍でもあることで、クラス毎の活動が多くなり、様々な年齢の子どもや大人とのかかわりが持てていない。だが保護者には送迎時に子どもの様子を伝え、保育室前の掲示板に活動の様子を映した写真なども掲示するなど保護者が保育中の様子も確認できるなど工夫している。</p>		

A 8	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開できるような適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 3・4・5歳児の混合クラス編成となっているが、養護と教育が一体的に展開できるような指導計画の中で確認することができた。 また、子どもたちの共同活動の内容を書いたものを保護者や隣組の家庭に回覧で配布し、保育園の理解につなげている。さらに、小学校就学に向け生活で気になる子どもがいた場合にはコロナ禍であることを配慮し、小学校の学年主任に電話をするなどして保育園での生活の様子などを伝えている。		
A 9	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 気になる子どもに関しては個別指導計画を立てて職員会議やミーティングにおいて情報共有をして保育を行っている。 しかし「障がい児保育」の研修会に出ても、全職員に対して伝達講習等は不十分で、職員が周知できていないことで、支援の方法が理解できていない。 今後は、専門機関と連携を図り、子どもの成長発達や保護者支援につなげることが望まれる。また障がいに応じた環境の整備が望まれる。		
A 10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
保護者との連絡帳や朝夕の保護者対応から、家庭と保育園での生活の連続性に配慮したかわりをしてしている。情報の確認に関してはミーティングノートを使い、職員に周知している。送迎時には担任以外の職員が対応するときには引継ぎノートを使い、伝え漏れのないよう配慮をしている。長時間保育の子どもには不安にならないようスキンシップをするなど家庭的な雰囲気づくりをしている。		
A 11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<コメント> 年長児は年度後期より就学に向け文字の練習や鉛筆の持ち方などに充てている。以前は行っていた小学生との交流もコロナ禍になりできておらず、隣にある小学校の周りを散歩で歩いたり、砂場で遊んだりしながら小学校入学への期待感が高まるような工夫もしている。また、保育園児童保育要録を作成して小学校へ送付し、さらに配慮を必要とする子どもに関しては、小学校の学年主任に電話で子どもの様子を伝えるなど小学校との連携を図っている。 なお、小学校入学につながる学びの連続性を意識した計画になっていないので、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」についての内容をよく理解し、それを全体的な計画に盛り込み連続性を持たせた保育が望まれる。		

	第三者評価結果
--	---------

A-1-(3) 健康管理		
A ⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>SIDSの予防として0歳児は午睡センサーと目視による確認を徹底している。内科検診・乳児検診を定期的実施し、嘱託医と連携し健康管理に努めている。</p> <p>また登園時に子どもと同居家族の健康状態の把握や、3歳以上児は午睡後の検温、3歳未満児に関しては毎日2回の検温を実施している。さらに、感染対策や新型コロナウイルスに関する対策は講じており、感染症発生時には玄関に掲示し保護者に伝えている。</p>		
A ⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>健康診断や歯科検診をしており、その結果を保護者に伝え医療機関受診を勧めているが、歯科検診に関しては完治の確認までには至っていない。</p> <p>今後は、治療完了報告書を出してもらい記録に残しておくことが望まれる。</p>		
A ⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>アレルギーのある子どもは医療機関から指示書を受け職員会議で情報を共有している。アレルギー児対応食は、トレーに名前を書き、他児とはテーブルを別にするなど誤食防止に配慮し、栄養士と連携を取りながら安全な食事の提供を心がけている。</p> <p>しかし、アレルギーや、慢性疾患に対しての具体的な対応については、研修を受けた職員から、会議において報告はしているものの、会議録を見るだけで、職員全体の理解にはつながっていない。</p> <p>今後は、アレルギーにおける適切な対応が、職員共通理解のもと対処できるような研修の方法を検討することが望まれる。</p>		
		第三者評価結果
A-1-(4) 食事		
A ⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>食育年間計画を作成し、楽しく食事をする環境を大切にしている。コロナ対応で食事はパーティションの使用や、黙食を取り入れている。</p> <p>子どもたちが楽しみにしていたクッキングを経験する機会は減ってはいるが、給食室と連携を図りながら、筍の皮むき体験、ジャム作りの見学、市民農園でのサツマイモの苗の植え付け体験など、コロナ禍においても楽しい経験ができる工夫をしている。</p>		
A ⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「衛生管理マニュアル」・「給食業務マニュアル」・「緊急災害時対策危機管理マニュアル</p>		

ル」・「異物混入マニュアル」など給食管理マニュアルを作成し適切に衛生管理を行っている。また、献立はグループの6保育園の栄養士が集まって立てているが、子どもの体調に応じて消化の良い食事の提供にも対応している。給食は温かい食事を提供するためにクラス毎の配膳を行い、地域の食文化を取り入れるなどの工夫もしている3月には卒園児からのリクエストメニューを提供するなど子どもたちが喜んで食べるような工夫が行われている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A ⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>新型コロナウイルスの影響で保育参観が中止になり保護者とじっくり話ができないが、園での様子をできるだけ知ってもらうようにビデオ懇談会や、お迎えの時に子どもの様子が分かるように写真を掲示するなどの工夫をしている。また必要に応じ個別面談の時間を取る機会も設けている。</p>		
		第三者評価結果
A-2-(2) 保護者等の支援		
A ⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者との信頼関係を築き、園長・主任・担任が連携しながらいつでも相談に応じられる体制を整えている。</p> <p>また毎日職員ミーティングを行い、個別の申し送り事項に関してはミーティングノートに記録し、職員間で情報を共有している。さらに、個別の相談内容はパソコンに記録をし、職員が確認できるようになっている。</p>		
A ⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>登園時の視診を丁寧に行い、早期発見・早期対応ができる体制を整えている。保護者に対しては日常的な声掛けやコミュニケーションをとるなどしている。</p> <p>また、評価綴り内にある福島県「児童虐待対応の手引き」を参考に園独自のマニュアルを作成している。</p> <p>今後は、マニュアルに基づく研修を行い、職員全員が虐待に関する意識の向上を図り早期発見、早期対応ができるような取り組みが望まれる。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		

A 20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価） を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 る。	a・㊦・c
<コメント> 年間指導計画や月案など担当保育士が振り返りを行い、保育の質の向上を目指している。 また、自己評価を ICT 化し、園長と主任による評価を行い次の目標につなげている。 今後は、保育士の自己評価を保育園全体の自己評価につなげ、継続的に保育の質の向上に向けた取り組みが望まれる。		